

議案第三十号

秋田県立中学校学則の一部を改正する規則案

秋田県立中学校学則の一部を改正する規則

秋田県立中学校学則（平成十五年秋田県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。  
別表中「二四〇」を「二三〇」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十五年七月十一日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

小学校卒業者数の減少及び秋田県立中高一貫教育校においてよりきめ細かな教育を実践するため、秋田県立中学校の生徒定員を改める必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

## 秋田県立中学校学則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

小学校卒業生数の減少及び秋田県立中高一貫教育校においてよりきめ細かな教育を実践するため、秋田県立中学校の生徒定員を改める必要がある。

### 2 改正内容

秋田県立中学校の生徒定員を改めることとする。(別表関係)

### 3 施行期日

この規則は、平成26年4月1日から施行することとする。

秋田県立中学校学則の一部を改正する規則案新旧対照表

| 別表(第三条関係)   |                         | 新           |                               |
|-------------|-------------------------|-------------|-------------------------------|
| 名称          | 秋田県立横手清陵学院中学校           | 名称          | 秋田県立大館国際情報学院中学校               |
| 修業年限        | 三年                      | 修業年限        | 三年                            |
| 生徒定員        | 二三〇                     | 生徒定員        | 二四〇                           |
| 所在地         | 横手市大沢字前田百四十七番地の一        | 所在地         | 大館市松木字大上二十五番地の一               |
| 通学区域        | 大仙市、仙北市、横手市、湯沢市、仙北郡、雄勝郡 | 通学区域        | 鹿角市、大館市、北秋田市、能代市、鹿角市、北秋田郡、山本郡 |
| 一貫教育を施す高等学校 | 秋田県立横手清陵学院高等学校          | 一貫教育を施す高等学校 | 秋田県立大館国際情報学院高等学校              |

  

| 別表(第三条関係)   |                         | 旧           |                               |
|-------------|-------------------------|-------------|-------------------------------|
| 名称          | 秋田県立横手清陵学院中学校           | 名称          | 秋田県立大館国際情報学院中学校               |
| 修業年限        | 三年                      | 修業年限        | 三年                            |
| 生徒定員        | 二四〇                     | 生徒定員        | 二四〇                           |
| 所在地         | 横手市大沢字前田百四十七番地の一        | 所在地         | 大館市松木字大上二十五番地の一               |
| 通学区域        | 大仙市、仙北市、横手市、湯沢市、仙北郡、雄勝郡 | 通学区域        | 鹿角市、大館市、北秋田市、能代市、鹿角市、北秋田郡、山本郡 |
| 一貫教育を施す高等学校 | 秋田県立横手清陵学院高等学校          | 一貫教育を施す高等学校 | 秋田県立大館国際情報学院高等学校              |